

災害時建設業事業継続力認定の前期申込み開始

近畿地方整備局では、大規模自然災害に対して早期復旧・復興を図るために、建設会社等が、早期に通常業務に復帰するための災害時建設業事業継続力認定に取り組んでおります。認定は年2回行っており、以下のとおり、令和4年度前期の受付を開始します。

1. 申込期間

令和4年5月17日(火)～令和4年7月15日(金)

2. 認定の対象となる建設会社

建設業法に基づく許可を受け、本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局管内にあり、かつ近畿地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている建設会社

3. 申込みの対象となる建設会社

2の条件を満たし、新規で認定を受けようとする建設会社及び令和4年9月30日までの認定期間となっており更新を受けようとする建設会社

4. 申込方法

各書類一式をPDF形式でメールにて送付【kkk-kensetsugyobcp@mlit.go.jp】

※今年度よりメールでの受付になります

詳しくは近畿地方整備局のホームページをご覧ください。
https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、神戸海運記者クラブ
神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省



近畿地方整備局 災害時建設業事業継続力認定制度 事務局

防災室 室長 きしもと 岸本 けんじ 健司 室長補佐 ながみ 永見 てるゆき 晃之

港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

課長 なかがわ 中川 こうぞう 耕三 課長補佐 たかぎ 高木 ていじ 悌二

電話番号(直通):06-6942-1575(防災室)

電話番号(直通):078-391-3101(港湾空港防災・危機管理課)

近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度について

昨今発生している大規模自然災害のほか、近い時期に南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている状況においては、各建設会社等は自社の被害を軽減し、早期に通常の状態に復帰することが重要となります。

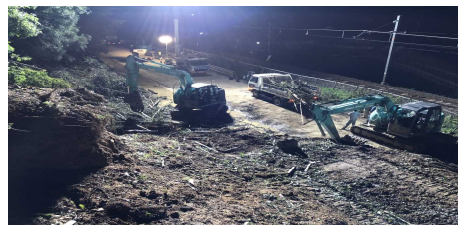
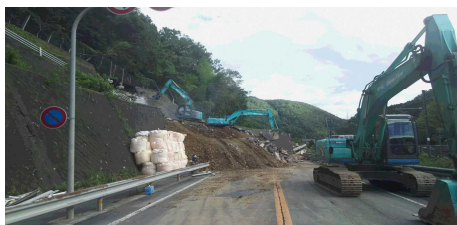
また、多くの国民が使用する社会基盤の被災は、二次災害防止や早期復旧・復興の鍵となることから、建設会社等と行政機関とが連携しながら災害対応力の強化を図ることが重要となります。

このため、近畿地方整備局では、『災害時建設業事業継続力認定制度』の取組みを平成24年度から開始し、現在、「災害時の事業継続力を備えている会社」として706社を認定しております。

認定は年2回実施しており、この度、令和4年度前期の新規及び更新の認定申込みの受付を実施いたします。

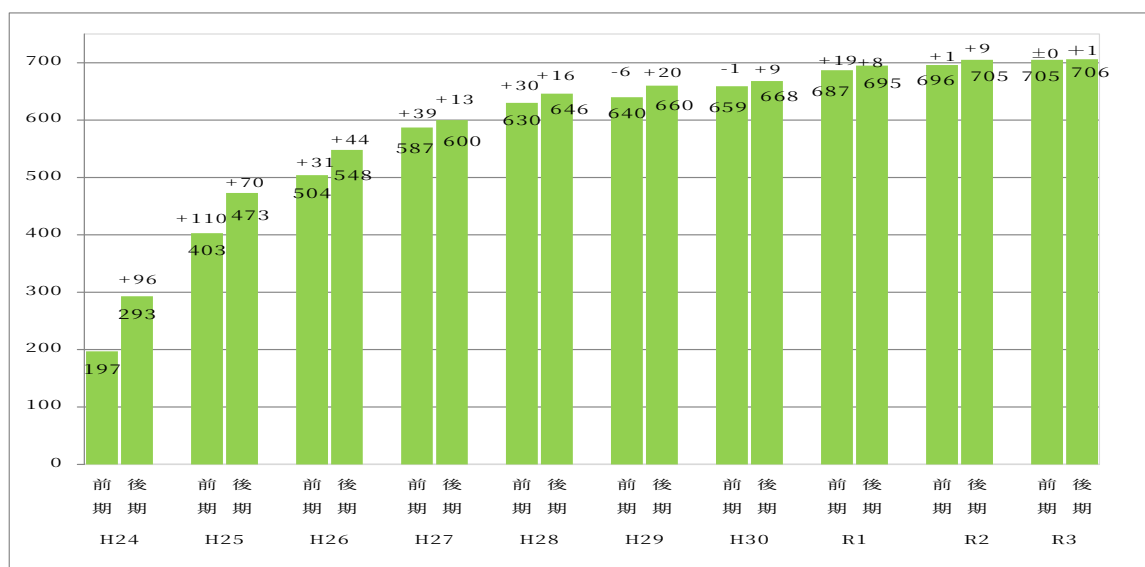
認定を受けられますと、当該建設会社は「災害時の事業継続力を備えている会社」として、信頼性や社会的評価の一層の向上が図られますことから、建設会社等は事業継続計画（BCP）策定に取り組んでいただき、もしもの時に成果が発揮されることを期待しております。

写真－1 建設会社による復旧状況



【お知らせ】

- ・平成29年度以降、更新手続きにより再度認定された場合における認定期間は3年となります。
- ・令和2年度前期に新規認定を受けた会社及び令和元年度前期に更新認定を受けた会社は、今回の申込期間において更新の手続きが必要となります。
- ・認定のインセンティブとして、近畿地方整備局が発注する総合評価落札方式（施工能力評価型）による工事の入札契約手続きにおいて加点対象となります。



図－1 近畿地方整備局建設業BCP延べ認定者数の推移